

機関名:長崎県司法書士会

概要

司法書士は、裁判所、法務局、検察庁に提出する書面を作成し、国民の権利保護に寄与してきましたが、昨今は、法務大臣の認定のある司法書士には、簡易裁判所での訴訟代理権も与えられ、一定範囲での民事訴訟に関わるようになっていきます。また、意思能力の衰退した方の後見人などに就任することも多くあります。

裁判の書類作成や民事訴訟、登記などについて法律相談をおこなっているところです。

業務(相談)内容

「司法書士総合相談センター」を設置して、以下の相談をお受けしています。

- | | |
|----------|-------------|
| 1 多重債務問題 | 2 相続 |
| 3 消費者問題 | 4 後見 |
| 5 家族関係 | 6 不動産・商業の登記 |

利用方法

無料。電話による前日までの予約が必要です。遠方の方には司法書士を紹介し
ます。相談のみに終わらず、手続希望の方には紹介までフォローします。

長崎会場	火・木	13時から15時
佐世保会場	火・木	13時から17時
県央会場	金	13時から17時

予約電話 095 - 823 - 4895 (前日17時まで)